

令和6年2月議会

議案説明資料

議案第1号

令和5年度福岡市一般会計補正予算案（第5号）

・・・1頁

こども未来局

議案第1号 令和5年度福岡市一般会計補正予算案(第5号)[こども未来局所管分]

1 歳入歳出予算補正

(歳入)

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計	
3 5 7	19 国庫支出金	1 国庫負担金	1 こども 育成費 国庫負担金	千円 52,633,324	千円 2,882,112	千円 55,515,436	
	19 国庫支出金	2 国庫補助金	2 こども 育成費 国庫補助金	5,806,368	84,579	5,890,947	
	20 県支出金	1 県負担金	1 こども 育成費 県負担金	17,356,150	1,161,972	18,518,122	
	20 県支出金	2 県補助金	2 こども 育成費 県補助金	1,554,054	95,605	1,649,659	
	その他の科目(本補正外)				7,528,966	-	7,528,966
	歳入合計				84,878,862	4,224,268	89,103,130

説 明
こども育成支援費負担金
こども育成支援費補助金
こども育成支援費負担金
こども育成支援費補助金

(歳出)

予算案 説明書 ページ	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額	
					特 定	
					国県支出金	地方債
		千円	千円	千円	千円	千円
14	3款 ども育成費					
5	1項 ども育成費					
17	2目 ども育成支援費	119,324,708	6,504,617	125,829,325	4,224,268	-

の財源内訳			説明
財源		一般財源	
その他	計		
千円	千円	千円	
-	4,224,268	2,280,349	<p>1. 教育・保育経費の追加 3,772,273 千円</p> <p>ア. 施設運営費等 3,635,131 千円</p> <p>・教育・保育給付費 公定価格の改定に伴う給付費等の増</p> <p>イ. 私立保育所運営費助成 137,142 千円</p> <p>・特別支援保育事業 対象児童の増による加配保育士雇用費補助金の増</p> <p>〔 関連歳入 (19)国庫支出金 1,957,403 千円 こども育成支援費負担金 (20)県支出金 710,114 千円 こども育成支援費負担金 741,468 千円 こども育成支援費補助金 △ 31,354 千円 〕</p> <p>2. 障がい児支援の追加 1,952,272 千円</p> <p>施設福祉対策費</p> <p>・障がい児施設給付費等 1,733,532 千円 放課後等デイサービス等の利用見込みの増による給 付費等の増</p> <p>・その他の経費 218,740 千円 障害者相談支援事業等の業務委託に係る消費税支払 いに伴う経費の追加</p> <p>〔 関連歳入 (19)国庫支出金 870,728 千円 こども育成支援費負担金 865,308 千円 こども育成支援費補助金 5,420 千円 (20)県支出金 420,504 千円 こども育成支援費負担金 〕</p> <p>3. 児童手当等の追加 510,293 千円</p> <p>ア. 児童手当 332,088 千円</p> <p>・低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金 過年度国庫支出金の精算に伴う償還金の追加</p> <p>イ. 児童扶養手当 178,205 千円</p> <p>・児童扶養手当 支給単価改定に伴う児童扶養手当の増</p> <p>〔 関連歳入 (19)国庫支出金 59,401 千円 こども育成支援費負担金 〕</p>

予算案 説明書 ページ	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額	
					特 定	
					国県支出金	地方債
		千円	千円	千円	千円	千円
16 5 17	2目 こども育成支援費 (前頁のつづき)					
	その他の科目 (本補正外)	10,955,492	-	10,955,492	-	-
	歳出合計	130,280,200	6,504,617	136,784,817	4,224,268	-

の財源内訳			説 明
財 源		一般財源	
その他	計		
千円	千円	千円	
			4. その他の事業の追加 269,779 千円 ・病児・病後児デイケア事業 222,279 千円 福岡県の利用料無償化及び利用者の見込み増による委託料の増 ・保育所等の設備導入支援事業 47,500 千円 保育所等における性被害防止対策に係る設備等の導入支援を行うことで、性被害防止のための対策を推進する経費を追加 〔 関連歳入 〕 (19)国庫支出金 79,159 千円 ことども育成支援費補助金 (20)県支出金 126,959 千円 ことども育成支援費補助金
-	-	-	
-	4,224,268	2,280,349	

## 2 繰越明許費補正

予算案 説明書 ページ	番号	款	項	目	事業名
102 、 105	1	3款 こども育成費	1項 こども育成費	2目 こども育成支援費	青少年施設管理経費
	2	3款 こども育成費	1項 こども育成費	2目 こども育成支援費	保育所等の設備導入 支 援 事 業
	3	3款 こども育成費	1項 こども育成費	3目 こども総合相談 セ ン タ ー 費	管 理 運 営 費



関係予算額	繰越額		繰越事由
	補正前	補正後	
千円 123,586	千円 -	千円 52,939	工期の都合等により、年度内に完了しないため
47,500	-	47,500	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため
300,491	44,061	61,201	工期の都合等により、年度内に完了しないため

【補足資料 1】

障害者相談支援事業等の業務委託に係る消費税支払いについて

1 目的

福岡市が社会福祉事業団に委託する事業について、本来消費税の課税対象とすべき事業の一部を非課税として取り扱っていたため、当該消費税相当額について追加で支払を行うもの。

2 概要

【経緯】

- ・令和5年7月に「障害者相談支援事業の委託料の消費税について、自治体の半数以上が非課税と誤認。国が見解を示すべき。」との新聞報道。
- ・令和5年10月に「障害者相談支援事業は社会福祉事業に該当せず、消費税の課税対象となる。国税庁とも協議済みである。」との見解を国が通知により明示。
- ・福岡市においても消費税の課税対象とすべきところを非課税として取り扱っていたため、過去5年分の課税対象事業の額を精査。

【補正額】

2億1,874万円  $\left( \begin{array}{l} \text{(内訳) 令和5年度分: 4,576万2千円} \\ \text{過年度(H30~R4)分: 1億7,297万8千円} \end{array} \right)$

社会福祉事業団への委託事業一覧（課税／非課税の取扱い）

施設名	業務名		市の取扱い		非課税の根拠
			現状	正	
発達障がい者支援センター	自立訓練（生活訓練）		非課税	非課税	※1
	発達障がい者支援センター運営業務		非課税	課税	
あいあいセンター	相談・診断部門	公的機関補助業務	非課税	課税	
		障がい児等療育支援事業	非課税	課税	
		診療・相談業務	非課税	課税	
			非課税	非課税	※2
東部療育センター	障がい児保育等業務	特別支援保育判定事業	課税	課税	
		特別支援保育訪問支援事業	課税	課税	
		私立幼稚園障がい児支援事業	課税	課税	
西部療育センター	通園部門	障がい児相談支援及び特定相談支援業務	非課税	非課税	※3
		児童発達支援業務	非課税	非課税	※2
		保育所等訪問支援業務			
		居宅訪問型児童発達支援業務			

※1 社福法第2条第3項四の二 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業

※2 社福法第2条第3項二 障がい児通所支援事業

※3 社福法第2条第3項四の二 特定相談支援事業

## 【補足資料2】

### 保育所等の設備導入支援事業について

#### 1 目的

保育所等における性被害防止対策に係る設備等の導入支援を行うことで、性被害防止のための対策を推進する。

#### 2 概要

##### 【対象施設】

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所 等

【補助基準額】 1施設当たり最大10万円

【負担割合】 国 1/2 市 1/4 事業者 1/4

【補正額】 4,750万円